



## 短期入所生活援助（ショートステイ）



保護者の方が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等にご利用いただけます。

### 1. 委託先、利用期間、料金等

委託先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設 愛童園（1歳以上） 所在地：香南市夜須町西山1319番地1 電話：0887-54-2730</li> <li>・児童養護施設 愛仁園（2歳以上） 所在地：高知市布師田1711 電話：088-845-1003</li> <li>・児童養護施設 博愛園（2歳以上） 所在地：香美市土佐山田町神通寺375-1 電話：0887-53-2510</li> <li>・児童養護施設 子供の家（2歳以上） 所在地：高知市相生町2番8号 電話：088-882-0826</li> <li>・乳児院 高知聖園ベビーホーム（2歳未満児） 所在地：高知市新本町1-7-30 電話：088-872-1990</li> </ul>			
	利用期間	7日以内		
	料金 (日額) H29.4.1現在		2歳未満児	2歳以上児
		生活保護世帯	0円	0円
		市町村民税非課税世帯	1,100円	1,000円
	市町村民税課税世帯	5,350円	2,750円	
対象者	次に掲げる事由に該当する家庭の児童または母子等 ①児童の保護者の疾病 ②児童の保護者の育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等の身体上または精神上の事由 ③児童の保護者の出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由 ④児童の保護者の冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的な事由 ※ただし、買い物や私的旅行等、恣意的な理由によるものは対象となりません			

### 2. 利用申し込みについて

利用を希望する保護者は「子育て短期支援事業利用申請書(様式第1号)」と「子育て短期支援事業利用チェックシート」を安芸市福祉事務所こども係へ提出してください。利用決定については施設の受入れ状況によるため、申し込みはお早めをお願いします。

### 3. 利用の制限

入院をさせるべき児童や、特別な介護・看護を要する児童はお預かりできません。

※施設の定員や都合等の状況により利用できない場合があります。

